

アスベスト監視指導員の一日

老朽化した建築物を解体・改修する際、周辺大気中にアスベストを飛散させないよう監視するため、府では令和4年度から解体等現場等監視指導員（アスベスト監視指導員）による現場パトロールを行っています。

年間約6000件提出される解体・改修工事の事前調査報告を元にパトロールを行い、多いときは1日で10件以上の解体・改修工事の現場を訪問しています。



■現場内の状況確認

解体・改修工事が行われる建築物に立ち入り、事前調査の内容が掲示されているか、隔離・養生がなされているか等、法律に基づいたアスベスト飛散防止措置がとられているか確認します。

■アスベストアナライザーを用いた検査

アスベストアナライザーは、建材を破壊することなくその場で迅速にアスベストの含有を判定できる機器です。

事前調査でアスベストが含有されていないとされていた場合でも、現地確認中に含有が疑われる建材を発見したときは、アスベストアナライザーを用いて検査します。



■事業者へ指導

現地の状況を踏まえ、従業員から、実際の作業状況等について聴取り調査を行います。

法律に基づく作業基準に違反していた場合は、その場で改善指導を行い、周辺大気中にアスベストが飛散することを未然に防止しています。